

名稱

ルモノ僅ニ十ノ一二ニ過ギズ、名家右族ノ中ニハ、或ハ其名ヲ有スルモノアリト雖モ、而モ甚ダ顯ハレズ、是ヲ以テ其氏爵ノ如キ、王氏ハ第一親王ニ依リ、橘氏ハ藤原氏ニ頼リ、纔ニ薦舉ニ預ルコトヲ得ルノミ、而シテ之ヲ薦舉スルモノヲ氏ノ是定ト稱ス、是定トハ、氏人ノ叙爵ヲ定ムルモノ、稱ナルガ如シ、然レドモ二氏ノ外、所見ナキヲ以テ、未ダ其義ヲ詳ニスルヲ得ズ、鎌倉幕府ノ頃、諸氏猶ホ氏長者ト稱スルモノアリシガ、足利氏ノ時ニ及ビテハ、殆ン下其跡ヲ絶チ、只僅ニ藤原氏ノ攝關タルモノト、源氏ノ征夷將軍タルモノトノミ之ヲ稱セシガ、徳川氏ヲ經テ、明治ノ維新ニ際シ、二職ノ停廢ト共ニ、永ク其名ヲ絶ツニ至レリ、

〔日本書紀天智二十七〕三年二月丁亥、天皇命大皇弟、宣增、換冠、倍位、階名、及ウカミ氏上、民部家部等事、

〔日本書紀通證天智三十三〕氏上ウカミ、族長也、天武紀作氏長、至文武天皇有、助、後世呼藤原長者、源氏長者即此、

〔姓氏解下〕日本姓尸

氏上ハ族長ナリ、宇文周ノ時、ソノ代北ノ九十九姓ニ宗長アリ、氏上ハコレニ似タリ、○中後世ノ氏長者ハ、コレ遺制ナルベシ、

〔古今要覽稿姓氏六〕氏上といふことみゆ、日本紀に氏長と見え、姓氏錄に尸主尸主と云るされたるは、氏々の中にて上たる人といふことなるべし、誰々を氏上とす、氏上を定むなどいふにて推はからる、これ後世長者といふに同じ意なるべし、

〔續日本紀元七〕靈龜二年九月乙未、以從四位下太朝臣安麻呂爲氏長、

〔類聚名物考姓氏九〕氏長、うちのかみ、氏長者、氏上、尸主、かばねぬし

氏の長は、その一姓にての中に、一の族をいふなり、左傳に楚の望族などいふの類ひなり、日本紀に氏長と書、續紀に氏上と書るを思へば、その意たがはず、又尸主をかばねぬしと訓り、是もその意にて、姓氏錄に見ゆ、後世は氏の長者といへり、